

川越市公園照明灯 LED 化整備に関する サウンディング型市場調査 実施要領

令和 8 年 6 月 1 日
川越市都市計画部公園整備課

1. 調査の目的

「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、令和3年に水銀ランプの製造及び輸出入が禁止され、さらに令和9年末までに蛍光灯の製造及び輸出入が禁止されることから、公園照明灯のLED化への対応が急務となっている。

また、公園照明灯の維持管理は直営で行っており、作業負担が大きくなっている。公園照明灯の故障時は修繕で対応しているため、財政負担が増加しており、維持管理方法の見直しも課題となっている。

そのため、民間事業者との個別対話を通して、事業参入意向の把握や、効率的かつ効果的な更新・維持管理の手法、公募条件等について検討するため、サウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）を実施する。

2. 本事業の概要

(1) 本市の現状

本市では、公園照明灯を都市公園240公園、その他公園10公園、計250公園に設置し、維持管理を行っています。公園照明灯は合計788灯で、そのうち543灯（約68%）はLED化が未実施です。残りの約32%は修繕等によりLED化が完了しています。

維持管理方法としては、公園照明灯の維持管理を直営と市内の専門業者による2形態で実施しています。ランプ交換やブレーカー復旧などの軽微な作業は直営で対応し、灯具交換やポール建て替えなどの大規模工事は専門業者に委託して対応しています。また、多くの公園照明灯で使用している水銀灯やナトリウム灯等は生産が終了しているため、故障時はLED化を実施しています。

(2) 更新対象

○非LED照明灯 543灯

〔内訳 水銀灯 262灯，ナトリウム灯 162灯，メタルハライド 57灯〕
〔 蛍光灯 28灯，エバーライト 34灯 〕

○照明灯柱 107柱

※照明灯は設置から数十年経過しており、多くの照明灯の灯柱で劣化が進んでいるため、その中でも劣化の進んでいるものを選定。

(3) 維持管理対象

○最大対象基数 888基

※既存公園照明灯に加えて、今後の10年間で新設及び移管される公園照明灯年間10基を想定して計算している。

○必須管理業務範囲

- ・発注者又は市民等からの設備の修繕等に関する連絡受付
- ・全公園照明灯の不具合発生時の初動対応及び原因調査
- ・維持管理システムの構築・データ更新
- ・本市が新設した照明灯や、本市に移管された照明灯についての追加の維持管理
- ・陳情（まぶしい 暗い等）について遮光板設置・灯具の変更等の対応

○希望管理業務範囲

- ・既設 LED 照明灯や照明灯柱の修繕
- ・埋設、架空配線及び分電盤の修繕

(4) 想定事業期間

○更新期間 2年間

※照明柱の更新も実施するため通常より1年程度長い期間を設定

○維持管理期間 10年間

※LED 照明灯の一般的な耐用年数下限の10年を限度として設定

(5) 事業手法及び事業者選定方法

事業手法については、市の財政負担を軽減でき、効率よく実施することができる手法を求めています。

事業者の選定方法については、民間事業者の創意工夫による提案が可能な公募型プロポーザルによる募集を考えています。

3. スケジュール

実施要領の公表	令和8年 6月8日(月)
サウンディング参加申込期限	令和8年 6月26日(金)
調査票の提出期限	令和8年 6月29日(月)
サウンディングの実施	令和8年 7月6日(月)～7月10日(金)
実施結果概要の公表(予定)	令和8年 8月上旬

4. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象者

本事業に関心のある(又は関心があり、事業の実施主体となる意向を有する)法人又は法人のグループ(個人での応募はできません。)

※ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱(令和2年4月1日施行)の規定に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ④川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名停止除外措置を受けている者
- ⑤国税及び地方税を滞納している者
- ⑥グループで応募する場合は、いずれかの構成員が①から⑤のいずれかに該当する場合

(2) 主なサウンディングの項目

公園照明灯LED化整備の趣旨を踏まえて、主に次の項目について御意見や御提案をお聞かせください。(一部の項目だけの御意見・御提案でも構いません。)

なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能な御意見・御提案をお願いします。

■市場性の有無

参入の意向についてご教示ください。

■想定する事業手法とその手法を採用する理由

■事業実施に向けた手法の想定コスト(見積金額)

初期費用や維持管理等の内訳も教示ください。

■実施体制について

■事業における維持管理の考え方について

維持管理を一体として委託する場合の参入可否や対応可能な範囲等についてご教示ください。

■事業条件について

適正な契約期間や事業成立に必要な条件をご教示ください。

■リスク分担について

■地域事業者の活用について

■その他（自由提案）

(3) サウンディングの進め方

対話は、上記項目に基づいて個別に実施します。事前に別添の「調査票」を御提出いただきます。当日、参加された事業者の皆様から補足の御説明をいただき、それを踏まえて市側の質問等にお答えいただきます。

なお、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

5. サウンディングの手続き

(1) サウンディングの参加申込み

別添の参加申込書及び調査票に御記入の上、期日までに次の申込先へEメールにて御提出ください。

申込受付期間	令和8年6月8日（月）～ 令和8年6月26日（金）
申込先	川越市 都市計画部 公園整備課 E-mail: koenseibi★city.kawagoe.lg.jp (送信の際は★を@に置き換えてください。) 【留意事項】 メール件名は「サウンディング参加申込」としてください。

(2) サウンディングの実施日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込のあった企業・団体の担当者宛に、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。

(3) サウンディングの実施

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。

日 時	令和8年7月6日（月）～7月10日（金）午前9時30分～午後5時 ※上記以外の日程を御希望の場合は要相談
方 法	CiscoWebex によるオンライン形式を予定 ※URLは申込者に別途送付します ※対面形式での対話を御希望の場合は要相談
所要時間	30分～1時間程度

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要を市HP等で公表します。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のアイデアやノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6. 留意事項

(1) 参加及び対話内容の取扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。また、対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきますが、双方の発言とも、何ら約束するものではありません。

(2) 費用負担

対話への参加に要する全ての費用は、参加された事業者の皆様の負担とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて、追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

7. 別紙・参考資料

- 様式1 参加申込書
- 様式2 調査票
- 資料1 公園照明灯一覧表

8. 問合せ先

質問等がある場合は、下記の連絡先までお問合せください。

川越市 都市計画部 公園整備課 担当：阿曾、小岩井、渡邊

〒350-8601 埼玉県川越市元町一丁目3-1

TEL: 049-224-5965 FAX: 049-224-8712

E-mail: koenseibi★city.kawagoe.lg.jp

(送信の際は★を@に置き換えてください。)